## 令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 2	1 <u>府省庁名 経済産業省</u>						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税)						
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業)						
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又 は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源 の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免税措置。 ・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免税する措置を3年間延長するよう要望する。 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項						
	(地力抗法池1) 市門則第10米の2の2第7項						
減収見込額	[初年度] — (▲2,910) [平年度] — (▲2,910) [改正増減収額] — (単位:百万円)						
要望理由	(1)政策目的 ・社会資本の整備・充実に必要不可欠な基礎資材であるセメント、生コンクリートや、鉄鋼等の基礎原材料である石灰石等の鉱物資源の安定供給を中長期的かつ持続的に確保することにより、我が国の経済・産業の発展を図るとともに、石灰石鉱業において大半を占める中小企業の経輿と経営基盤を強固にすることにより、地方経済の発展、雇用の安定を図る。・特に、福島を中心とした東日本大震災からの復興に係る需要や国土強靭化への対応、また、2025 年(令和7年)の大阪万博や整備新幹線等に必要な石灰石等鉱物資源の安定供給の確保を図る。 (2)施策の必要性 ・石灰石等鉱物資源は、我が国における社会資本の整備・充実に用いられるセメント、生コンクリートや鉄鋼等の基礎原材料として必要不可欠である。また東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害により倒壊した道路等の公共インフラ設備や、商業施設、住宅等の民間施設の復興工事、今後の大阪万博や新幹線等のためのインフラ整備、さらには近年の想定範囲を選に超える規模の自然災害等の被害からの復旧・復興、国土強靭化やインフラ老析化対策、加えて治水対策・河川堤防の再整備等にも必要不可欠なものである。 ・一方で、石灰石鉱山等で掘採・積込み・運搬に使用される下ラック等と異なり、軽油を使うディーゼルエンジンは燃費が良く大型化しやすい構造であるため、世界の産業用大型機械はほとんどがディーゼルエンジンを搭載したものという特殊性から、他の動力源に転換するのも非常に困難である。 ・また、石灰石鉱山等は、経営基盤が脆弱な中小企業が大半であり、主要な売り先が鉄鋼会社、セメント会社等大企業であることから、軽油引取税により課税された場合、売り先との力関係から価格への転嫁は実質上不可能である。 ・こうしたことから、事業者の自助努力では如何ともしがたい状況下において、課税増分は全て事業者が負担することとなり、これが経営に与える影響は大きく、廃業等の増加を加速化する可能性もあり、地域の経済・雇用にも大きな影響を与えることとなる。 ・従って、軽油引取税課税措置免除期間の延長は、今後とも必要な措置である。						
本要望に対応する							
縮減案	ページ 21-1						

政策体系におけ る政策目的の位 資源・燃料							
政策の 達成目標	・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。						
税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の延長						
同上の期間中 の達成目標	・軽油引取税の課税免除措置により石灰石等鉱物の掘採事業を営む者の経営基盤が安定すると ともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。						
・我が国の操業している鉱山数は令和2年4月1日現在350鉱山(うち金属 属鉱山340)であり、最も鉱山数が多いのは非金属鉱山の石灰石鉱山(2 けい石鉱山(86鉱山)となっており、金属鉱山では金・銀鉱山(4鉱山) である。 ・石灰石及びけい石は主要鉱物の国内生産による自給率が毎年ほぼ100%で に、金についても毎年一定の生産量を継続し、我が国の鉱物資源の安定供給 主な鉱物の国内生産量、輸入量、輸出量及び推定自給率(我が国鉱山からの					山(221鉱山、次に 鉱山)が最も多い鉱山 〇%で推移するととも E供給に大きく貢献。		
			【単位:石灰石•	石灰石	けい石	· <u>金</u>	
		国内	鉱山生産	139,129	9,181	6,455	
		生産量	その他(注)	, , , , , , ,	-,	95,794	
	平成28年度	,	輸入量	547	77.7	1,040	
			輸出量	4,854	0.7	224,837	
		推	定自給率	103.19%	99.17%	-5.31%	
	平成29年度	国	鉱山生産	140,999	9,286	6,369	
		生産量	その他(注)			88,371	
			輸入量	636	103.8	818	
		輸出量		5,005	2.7	284,680	
		推	定自給率	103.20%	98.92%	-3.37%	
	平成30年度	国内	鉱山生産	142,653	9,655	6,453	
		生産量	その他(注)			118,960	
			輸入量	518	97.6	2,615	
			輸出量	5,238	1.4	117,978	
			定自給率	103.42%	99.01%	64.21%	
	令和元年度	国内	鉱山生産	137,946	9,061	6,313	
		生産量	その他(注)			161,030	
		輸入量		551	98.8	653	
		輸出量		5,603	0.6	80,675	
	(注)金は暦年データ		定自給率	103.80%	98.93%	7.23%	
			らを国内で製錬 L	生産された	金、再生金	Ē	

国内鉱山生産/(国内生産+輸入量-輸出量)×100

ページ

		【出典】 (1) 石灰石、けい石 ①国内生産量(鉱山生産): 生産動態統計 ②輸入量、輸出量: 財務省貿易統計 (2) 金 ①国内生産量(鉱山生産): 生産動態統計 ②国内生産量(鉱山生産): 生産動態統計 ②国内生産量(その他)、輸入量、輸出量: 資源エネルギー庁貴金属流通統計調査 【主な用途】 石灰石: セメント原料、コンクリート用骨材、鉄鋼原料等 けい石: セメント原料、ガラス、陶芸原料等 金 : 電子部品、触媒等					
		上 軽油引取税課税免					
			適用件数	免税軽油使用量	減収額		
			(鉱山数)	(kL)	(百万円)		
	要望の措置の 適用見込み	令和元年度	350	90, 647	2, 910		
	週用兄込の	令和2年度	350	90, 647	2, 910		
		令和3年度	350	90, 647	2, 910		
		令和4年度	350	90, 647	2, 910		
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<ul> <li>・当省が行った実態調査のうち、中小企業の掘採事業者の直近の経営状況は、2割程度が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は5割に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。</li> <li>・また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。</li> <li>・このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、地域経済活性化や国土強靭化にも大いに貢献することとなる。</li> </ul>					
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし					
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし					
	要望の措置の妥当性	<ul> <li>・石灰石等鉱物資源は、社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。</li> <li>・例えば、東日本大震災復興では、倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に必要とされる膨大なセメント、骨材、鉄鋼等の供給を支えてきた。</li> <li>・このため、石灰石等鉱物資源採掘事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たしていくために経営基盤の安定は不可欠。</li> <li>・したがって、経営不安化の大きな要因となる軽油引取税については、今後も課税免除措置の継続は必要。</li> </ul>					
	ページ			21-3			

	・我が国の金属・非	金属鉱山(3 5	5 O 鉱山(令和元年4月	1日現在)で	は、採取する鉱物の種		
	類に関わらず、削	岩機、積み込み	▶機械、運搬機械等、転	E油を燃料とす	る重機類を使用する作		
	業を行っているこ	とから、全ての	)事業者は当該課税免除	<措置を受けて(	いるものと推測。		
	   軽油引取税課税免除適用件数、免税軽油使用数量及び減収額						
		適用件数	免税軽油使用量	減収額			
		(鉱山数)	(k L)	(百万円)			
税負担軽減措置等の	平成27年度	374	93, 647	3, 006			
適用実績	平成28年度	373	91, 734	2, 945			
	平成29年度	361	92, 809	2, 979			
	平成30年度	360	93, 972	3, 016			
	1770 0 172		3 3, 3 7 2	2, 2.2			
	  【適用件数(鉱山数)】	経済産業省調へ					
	【免税軽油使用量】						
	鉱物生産量当たりの免税軽油使用量に生産量を乗じて算出						
「116 <del>」</del> エンノー ナンノー フ							
「地方税における 税負担軽減機署等							
┃ ┃ 税負担軽減措置等 ┃ ┃ の適用状況等に関							
の過用状が等に関							
りる報告書」に							
0317 公旭川天順							
			-ト、鉄鋼、骨材等の製				
			中のほか、鉄鋼を生産す				
	用骨材、道路の路盤材等に利用され社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内						
	で自給できる貴重な鉱物資源である。						
┃   税負担軽減措置等の適	・軽油引取税の課税免除措置がなされない場合、製品価格の上昇により社会資本整備及び東日						
用による効果(手段と	本大震災により倒壊した防潮堤、橋、直路寺の公共インフラ設備や商業施設、住宅寺の民間						
しての有効性)	施設の復旧・復興工事に対し、費用的制約から遅延するなど、国民生活全体に大きな影響を						
	及ぼす恐れがある。						
	・また、取引先も価格が上昇した製品を避けることから、当該課税分を製品コストに転嫁する     ことができない場合、経営状況の悪化による東番者の廃業、倒きが現れず、盆煙溶液のでき						
	ことができない場合、経営状況の悪化による事業者の廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定   供給ができなくなくなる可能性が高くなり、結果的に国民の供送を維持する社会後本塾供り						
	供給ができなくなくなる可能性が高くなり、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や ナ雲※の復用・復興に大きな影響を及ぼす恐れがある。						
	大震災の復旧・復興に大きな影響を及ぼす恐れがある。						
前回要望時の	_						
達成目標							
前回要望時からの							
達成度及び目標に達し							
ていない場合の理由	_						
- 4 十不の亜世紀4		.\					
これまでの要望経緯 	昭和31年度(創設   理形名除対象		±±┷┺┺┺┺┺┺┺┺┺	の動力です			
	課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 - 昭和 2 4 年度(地方)						
	昭和34年度(拡充)   理形の除対象用冷を「さく岩様及び動力は試すい機能がに鉱物の堀坂東業を営む者の東						
	課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルド						
	ーザー及びダンプカー(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除						
	- リー及いメンフカー(追路達送年間法第四条の規定による登録を受けているものを除 く。)の動力源」に改正						
	昭和36年度(拡充)						
	課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物(岩石を含む。)の掘採事						
	業を営む者の事業場内においてもつぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーシ						
	ョベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー(道路運送車両法第四条の						
	規定による登録	を受けているも	のを除く。)の動力源」	に改正			
l			21-4				
			<u> </u>				

## 昭和37年度(拡充)

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者の事業場内においてもつぱら鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に改正

## 昭和46年度(拡充)

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内においてもっぱら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に改正

(平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正)

平成21年度 課税免除措置を3年間延長 平成24年度 課税免除措置を3年間延長 平成27年度 課税免除措置を3年間延長 平成27年度 課税免除措置を3年間延長

平成30年度 課税免除措置を3年間延長

ページ 21-5